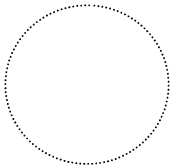


税務署收受印



# 国 税 の 予 納 申 出 書

令和 年 月 日

税務署長 殿

住所（居所）又は法人所在地

氏名又は法人名

下記の理由により、国税の予納を申し出ます。

記

予納する理由	(令和 年 月 日申告書等提出予定)					
	税 目	課 税 期 間	申 告 区 分	納 期 限	税 額	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
予納する国税等	納付書の送付 <input type="checkbox"/> 希望する（ 部） <input type="checkbox"/> 希望しない					
	※ 税務署整理欄			担 当 部 門		
				整 理 番 号		

作成税理士  
事務所所在地  
署名  
(電話番号)

## 書 き 方

- 1 この申出書は、国税の予納を申し出る際に提出するものです。
- 2 この申出書は、予納に係る国税を所轄する税務署長に提出してください。
- 3 税額の一部について予納を申し出る場合には、「税額」欄に「総税額のうち 円」と記載してください。
- 4 予納する国税は、その税目ごとに欄を変えて記載してください。
- 5 「申告区分」欄には、納付すべき国税の区分（確定、中間、修正、決定等）を記載してください。
- 6 「納付書の送付」欄の、「希望する」「希望しない」のいずれかを選択し、「希望する」を選択した場合は、送付希望部数を記載してください。
- 7 「※ 税務署整理欄」には記載しないでください。

## お 知 ら せ

- 予納とは、納付すべき税額が確定した国税で、その納期限の到来していないもの、又はおおむね6か月以内に納付すべき税額が確定することが確実な国税について、あらかじめ税務署長に申し出て納付することができる制度です。  
ただし、期限内申告書においては、おおむね12か月以内に納付すべき税額が確定することが確実な国税について、あらかじめ税務署長に申し出ることで予納することができます。  
(国税通則法第59条、同法基本通達59-1)
- 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前（納期限前）に、その還付を求めることはできませんのでご注意ください。
- 調査等により近日中に納付すべき税額の確定が見込まれる場合には、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、あらかじめ納付（予納）することができます。  
予納すると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、法定納期限から1年以内に予納した場合には、延滞税の額が少なくなります。

### [参考]

- **予納した額が修正申告等により確定した税額よりも少ない場合**  
予納した額は、修正申告等により確定した本税に充てられ、残りの本税、加算税、延滞税については、別途納付していただくこととなります。
- **予納した額が修正申告等により確定した税額よりも多い場合**  
予納した額を、修正申告等により確定した本税に充てた残額については、順次、他の未納の国税に充てられ、納め過ぎた額については還付されることとなります。